

国務院独占禁止委員会「知的財産権濫用に関する独占禁止指南（意見募集稿）」
意見募集表

会社名: 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

条項番号	修正提案 赤字下線＝追加要望 青字取消し線＝削除要望 青字太字＝修正要望	修正理由
第4条	<p>第四条 排除、制限の影響を分析するに当たっての考慮要素</p> <p>(二) 具体的な<u>経営者に認められた特許権の正当な権利行使を逸脱した</u>行為か否かを分析するに当たって、経営者間の競争関係、経営者の市場シェア及び市場に対する支配力、行為が生産量・地域・消費者等に対し制限を与える期間・範囲・程度、行為が関連市場の参入障壁を設置或いは高める可能性、行為による技術革新・伝播・発展への妨害、行為による業界発展への妨害、行為による潜在的競争への影響等を考慮することができる。</p> <p>経営者間の競争関係を判断するに当たって、個別案件の状況に応じて、当該行為がない場合、経営者は実際或いは潜在的な競争関係にあるかを考慮することができる。通常の場合、経営者の間に競争関係があるほうが、その行為は関連市場の競争に対し排除、制限の影響を与える可能性が大きい。</p>	<p>(二) について、経営者に認められた特許権の正当な権利行使が含まれているため、ここでは、正当な権利行為を逸脱した行為であるか否かを分析するに当たって、当該項目を考慮することを明確にして欲しい。</p>
第7条	<p>第七条 クロスライセンス</p> <p>(三) 川下の関連市場の競争を<u>不当に</u>排除、制限するか。</p>	<p>第七条は、クロスライセンスを結ぶ行為が、独占行為を招いたかどうかを分析する際の考慮要素を列挙している。</p> <p>(三) については、川下の関連市場の競争を「不当に」排除、制限する行為は、独占行為を招く可能性があるため、「不当に」を追記してほしい。</p>

<p>第8条</p>	<p>第八条 グラントバック</p> <p>（一）許諾者は、グラントバックについて実質的な対価を提供するか。</p> <p>（四）グラントバックは被許諾者の改良の意欲を損ねるか。</p> <p>許諾者が被許諾者に対し上記の改良或いは新成果を許諾者、或いはその指定した第三者に譲渡することを要求する場合、当該行為が競争を排除、制限するかを分析するに当たって、同様に上記の要素を考慮する。</p>	<p>（一）について、対価の有無は契約当事者間の自由意思による。しかし、（一）の規定を読むと、「独占性回授」を要求するならば当然に対価支払があることが前提であると誤解してしまう恐れがある。「独占性回授」の対価の有無と独占行為とは直接関係しないので、（一）は削除するべきである。</p> <p>（四）について、「意欲」とは主観的なものであり、意欲を損ねるかどうかを客観的に証明するのは困難なので、考慮要素からは削除するべきである。</p>
<p>第9条</p>	<p>第九条 不爭義務条項</p> <p>不爭義務条項とは、知的財産権許諾関連の契約において、許諾者は被許諾者にその知的財産権の有効性に対し異議を申し立てないことを義務付ける条項を指す。不爭義務条項が関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。</p> <p>（一）許諾者は、全ての被許諾者に、その知的財産権の有効性に対し異議を申し立てないことを義務付けるか。</p> <p>（二）不爭義務条項の関わる知的財産権許諾は、有償であるか。</p> <p>（三）不爭義務条項の関わる知的財産権は、川下の関連市場の参入障壁を 不当に 構成する可能性があるか。</p> <p>（五）不爭義務条項の関わる知的財産権許諾は、排他性を有するか。</p> <p>（六）被許諾者は許諾者の知的財産権の有効性に対し異議を申し立てることで、重大</p>	<p>（一）は、「全ての被許諾者」であるか否かで、不爭義務条項が独占禁止法上どのように解釈されるのかガイドラインにて説明してほしい。</p> <p>（二）についても、「有償」であるか否かで、不爭義務条項が独占禁止法上どのように解釈されるのかガイドラインにて説明してほしい。</p> <p>（三）特許権の正当な行使として川下の関連市場への参入を制御可能であるため「不当に」を挿入するべきである。</p> <p>（五）についても、知的財産権許諾が「排他性を有する」の解釈は、「独占ライセンス」のことであるのか不明確である。もし「独占ライセンス」の意味であれば、「独占ライセンス」であるか否かで、不爭義務条項が独占禁止法上どのように解釈されるのかガイドラインにて説明して欲しい。</p> <p>（六）に関連して、通常ライセンス契約に記載される「知的財産権の有効性について異</p>

	<p>な損失を被る恐れがあるか。<u>なお、被許諾者が知的財産権の有効性に対し異議を申し立てた場合に、当該権利についての許諾を解除する旨を定めることは、当該排除、制限に影響を与えない。</u></p>	<p>議申し立てをされた場合に、当該特許を許諾特許から外す」旨は、独占禁止法違反とならないことを明確にするべきである。</p>
第 11 条	<p>第十一条 その他の制限</p> <p>経営者が知的財産権を許諾する場合、以下の<u>被許諾者の事業活動の支配に該当する</u>制限に関わる可能性もある。</p> <p>(一) 知的財産権の使用分野を制限する。</p> <p>(二) 知的財産権を利用して提供される商品の販売ルート、販売範囲或いは販売対象を制限する。</p> <p>(三) 経営者が知的財産権を利用して提供される商品の数量を制限する。</p> <p>(四) (一) 経営者が競争関係にある技術を使用する、または競争関係にある商品を提供するのを制限する。</p> <p>上記制限が関連市場競争に対し与える排除、制限の影響を分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。</p> <p>(一) 制限の内容、程度及び実施方式。</p> <p>(二) 知的財産権を利用して提供される商品の特徴。</p> <p>(三) 制限と知的財産権許諾条件との関係。</p> <p>(四) 複数の制限を含むか。</p> <p>(五) その他の経営者が保有する知的財産権は代替関係にある技術に関わる場合、その他の経営者は同一或いは類似の制限を実施するか。</p>	<p>排他権として合法であるにも関わらず、知的財産権を許諾する場合に、制限をうけると解釈できるのは、被許諾者の事業活動の支配に該当する場合に限られると考える。</p> <p>(一)～(三)は特許権者の正当な権利範囲内であり、独占禁止法により一切制限をかけられるべきではないので、削除すべきである。</p>
第 14 条	<p>第十四条 不公平な高値で知的財産権を許諾する</p> <p>市場支配的地位を有する経営者は、その市場支配的地位を濫用し、不公平な高値で<u>知的財産権社会インフラおよび公共の利益に係る「標準必須専利」</u>を許諾し、競争を排</p>	<p>知的財産権には差止権も含まれている以上、不当な高値で許諾しようが独禁法が適用されるところではない。しかし、社会インフラおよび公共の利益に係る「標準必須専利」に限定すれば、この条項は設ける意義がある。</p>

	<p>除、制限する恐れがある。経営者が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかを分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。</p> <p>(一) 許諾料の計算方法、及び関連商品価値に対する<u>知的財産権上記「標準必須專利」</u>の貢献。</p> <p>(二) 経営者が知的財産権許諾に対し行った承諾。</p> <p>(三) <u>知的財産権上記「標準必須專利」</u>の許諾実績或いは比較できる許諾料基準。</p> <p>(四) 不公平な高値につながった許諾条件。許諾地域或いは商品範囲等を制限することを含む。</p> <p>(五) 一括ライセンスの際、期間を超えた或いは無効の<u>知的財産権上記「標準必須專利」</u>について許諾料を取ったか。</p> <p>経営者が不公平な高値で標準必須專利を許諾したかどうかを分析するに当たって、関連標準に適合する商品の負担する許諾料の全体的状況及びその関連産業の正常発展に対する影響を考慮することもできる。</p>	<p>従って、左記の通り、知的財産権を（社会インフラおよび公共の利益に係る）「標準必須專利」に修正した。</p>
<p>第15条</p>	<p>第十五条 知的財産権の許諾を拒絶する</p> <p>許諾拒絶は、経営者が<u>がに認められた</u>知的財産権を行使する<u>の権利行使の一つ+種の表現形式</u>である。但し、市場支配的地位を有する経営者が、<u>特に知的財産権が生産経営活動の必須施設を構成する場合、</u>正当な理由がなく<u>知的財産権社会インフラおよび公共の利益に係る「標準必須專利」</u>の許諾を拒絶するのは、市場支配的地位を濫用し、競争を排除、制限することを構成する可能性がある。具体的に分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。</p> <p>(一) 経営者が<u>当該知的財産権上記「標準必須專利」</u>の許諾について行った承</p>	<p>特許権者は“許諾しない権利”を有するため、独禁法の関与するところではない。</p> <p>「特に～場合」までは、解釈が不明瞭であるため、例えば、左記のように“社会インフラおよび公共の利益に係る「標準必須專利」”に限定すれば同意できる。</p>

	<p>諾。</p> <p>(二) その他の経営者が関連市場に参入するには、<u>当該知的財産権上記「標準必須専利」</u>の許諾を得なければならないのか。</p> <p>(三) <u>関連知的財産権上記「標準必須専利」</u>の許諾を拒絶したことにより、経営者の革新に与える影響と程度。</p> <p>(五) <u>関連知的財産権上記「標準必須専利」</u>の許諾を拒絶するのは、消費者の利益或いは社会公共利益を損ねるか。</p>	
第 18 条	<p>第十八条 知的財産権関連の差別的待遇</p> <p>知的財産権<u>標準必須専利</u>関連の取引において、市場支配的地位を有する経営者は、正当な理由がなく、条件が実質的に同じである取引相手に対し異なる許諾条件を実施し、競争を排除、制限する可能性がある。経営者が実行した差別的待遇が市場支配的地位の濫用を構成するかどうかを分析するに当たって、以下の要素を考慮することができる。</p> <p>(一) 取引相手の条件が実質的に同じであるか。関連<u>知的財産権標準必須専利</u>の保護範囲、異なる取引相手が関連<u>知的財産権標準必須専利</u>を利用して提供する商品と代替関係にあるか等を含む。</p>	<p>個別の相手に個別の条件を課すことは、特許権者の正当な権利であり、独禁法が何ら制限するべきでない。</p> <p>しかし、左記のように、本条を“標準必須専利”に限定するのであれば、同意できる。</p>
第 26 条	<p>第二十六条 差止命令救済</p> <p>(二) <u>関連標準必須専利の負担する差止命令救済に関する承諾。</u></p> <p><u>(六) 当該標準必須専利が、社会インフラおよび公共の利益に及ぼす影響。</u></p>	<p>第二十六条の(二)は何を意味するのか分かりづらいため、より明確に表現してもらいたい。</p> <p>また、(六)に、標準必須特許の社会インフラと公共の利益に及ぼす影響を考慮も考慮されるべきであるため追加した。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)